

# 水産庁における海業の取組について



「うみにゃーご」  
～漁港の案内人～



「ぎよっこん」  
～海業親善大使～



「うみーぎよ」  
～海業の妖精～

令和7年10月  
水産庁漁港漁場整備部

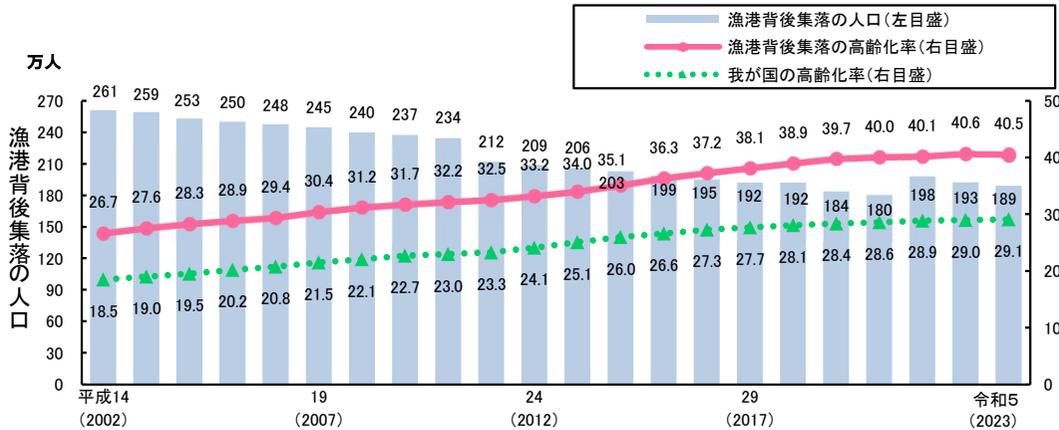
# 海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

## ■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設 (箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）  
 (注1)高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。  
 (注2)平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。



## ■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



釣り体験

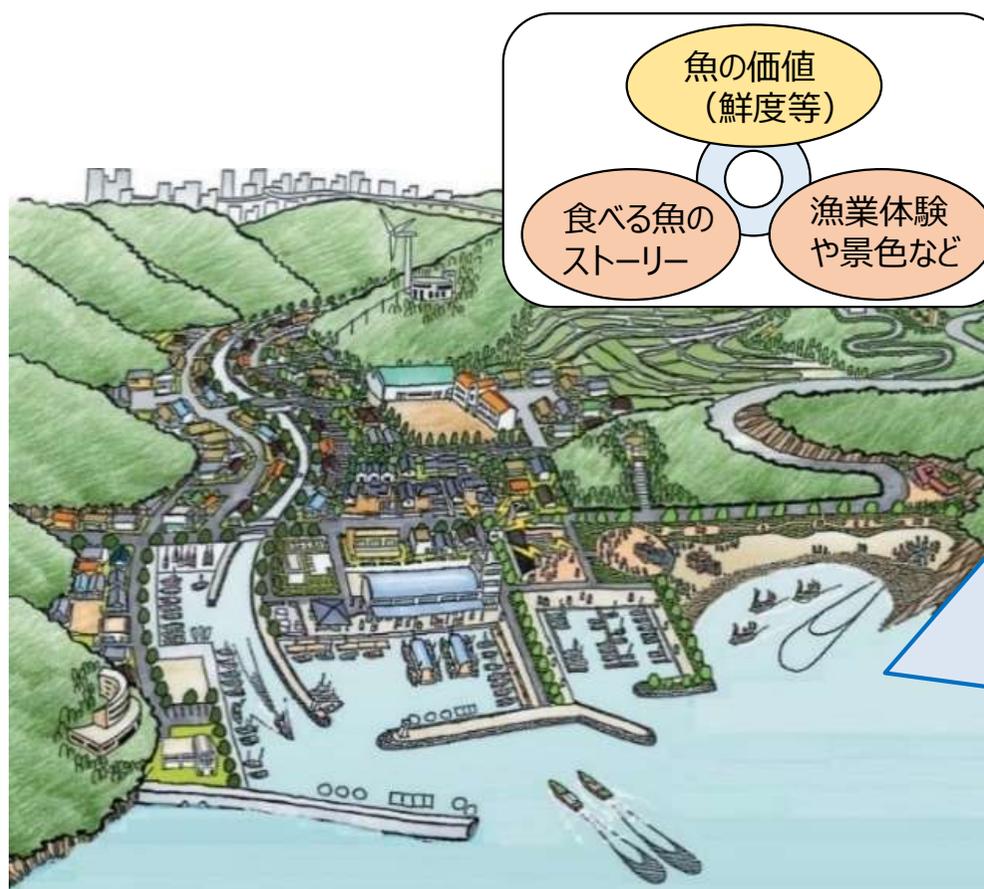


調理体験

# 漁業の根拠地である「漁港」を核とした海業の推進

- 漁港は、狭隘な漁村において静穏な水域と事業用地が確保され、海洋資源の利活用を行いやすく、海業の取組を展開する上で適した環境を有している。
- 近年、消費者のニーズは従来のモノやサービスを購入する「モノ消費」から、それを使ってどのような体験をするかという「コト消費」へと変化している。漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、市場流通の少ない水産物や高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景など、「コト消費」の場として大きなポテンシャルを有している。

## 漁港の「海業」に対するポテンシャル



## ■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



陸上養殖施設

# 漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

## 産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点を つくる。



### イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点を つくる。



(共通課題) 社会情勢の変化への対応 (グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応)

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合  
**45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)**
- 輸出拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合  
**31% (R3) ⇒ おおむね60% (R8)**
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量  
**おおむね100万トン**

## 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

### ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



### イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



## 「海業※」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

### ア「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。



### イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



実施の目標と目指す姿

成果目標

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量 **5年間でおおむね6.5万トン**
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合 **27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)**
- 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合 **70% (R3) ⇒ おおむね85% (R8)**
- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合 **46% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)**

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加 **5年間でおおむね200万人**
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数 **5年間でおおむね500件**

※ 海業(うみぎょう): 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

# 海業の取組事例 (兵庫県姫路市・妻鹿漁港)

ひめじ めが

## 概要

いししま

- 妻鹿漁港においては、家島諸島の水産物の消費拡大と島への誘客促進のため、坊勢漁業協同組合が、漁港用地を活用して「JFぼうぜ・姫路まえどれ市場」を整備（H27年3月開業）し、漁獲物の直販、地域水産物の提供（食堂）、家島諸島に関する観光情報の発信等を実施。
- また、家島諸島においては、日帰り型から宿泊型観光（渚泊）への転換を目指し、観光体験コンテンツの拡大、お土産品の開発、情報発信のためのWebサイトの構築等を実施し、来訪者の拡大を実現。



## 対策

### 漁港の有効活用による集客と情報発信(妻鹿漁港)

- 補助用地と単独用地を交換し、集客施設を整備（漁港用地を有効活用）



- 「まえどれ市場」では、「家島諸島」の水産物の飲食や販売とともに、観光情報を発信し、島への訪問者の増大を促進



BBQコーナー



まえどれ食堂



漁業見学



情報発信コーナー

### 宿泊型観光(渚泊)の推進(家島諸島)

- 家島諸島の地域資源を活用した体験プログラムを開発し、パッケージツアーとして展開



家島諸島の風景



底びき網体験

- H29年度から農山漁村振興交付金を活用して、体験コンテンツの更なる充実を図るなど、宿泊型観光（渚泊）を推進



漁家民宿の開業



Webサイトの整備



究極さば寿司の開発

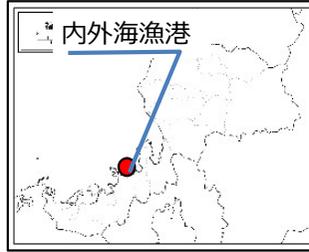
## 効果

- まえどれ市場来場者数 : 43.6万人 (H30年度)
- まえどれ市場売り上げ : 2.4億円 (H30年度)

- 家島諸島内宿泊者数 : 1,763人 (H29年度) → 4,690人 (H30年度)

# 海業の取組事例 (福井県小浜市・内外海漁港)

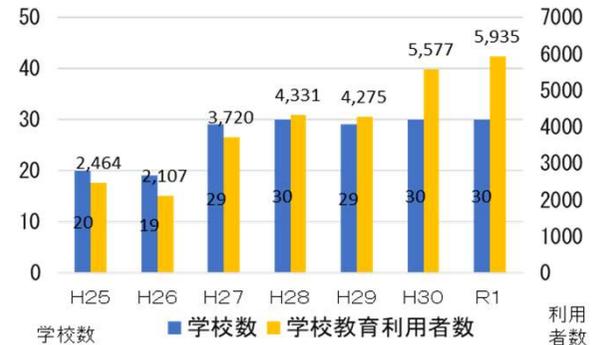
- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業実施時期	平成19年オープン	
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合	
設置した施設と有効活用手段	①魚捌き体験施設	⇒漁港環境整備施設用地 (補助用地) の占用許可
	②屋根(BBQスペース)	
	③釣り堀、釣り桟橋	⇒水域の占用許可 (10年間)

## 効果

- 学校教育利用者数は年々増加し、利用者数は5,935人、30校 (R1)
- 地元の民宿の女将や漁師が体験のインストラクターを担当し、地域の雇用確保にも貢献。



# 海業の事業化による効果の算定

- 水産庁では、令和6年度水産基盤整備調査委託事業により、地域において海業を事業化することによる効果の算定を環境省の地域経済波及効果分析ツールを用いて行った。
- 対象とした地区は、北海道古平町の古平地区において海業の取組を通じて観光客数が増加することによる地域経済への波及効果を試算。
- 観光客が13,240人増加し、地域内での支出が増加することによる経済波及効果は、直接効果43百万円、間接効果を加えた効果は53百万円と算出。

## ○観光客の増加数

今後、水産物のブランド化やPR、イベントでの水産物販売、教育学習や観光プログラム等の海業に取り組むことにより、古平町で行われる漁協祭の参加者数を支えることが期待されるため、その観光客数を増加数とした。(2025年6月に6年ぶりに開催)

定置網漁荷揚げ見学ツアーを年3回程度実施することによる観光客数を増加数とした。

## ○観光客1人当たり支出金額

「令和5年度北海道来訪者満足度調査報告書(北海道観光振興機構)」、「旅行・観光消費動向調査(観光庁)」から、古平町における1人当たり支出金額を設定。

## 施策の内容と経済波及効果の算出結果

### (1) 施策の内容

#### 施策メニュー

観光振興(観光客の増加)

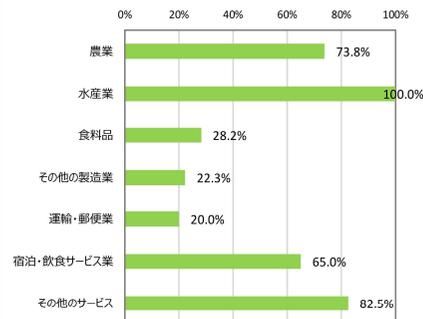
#### 施策規模の設定値

項目	設定値	単位
観光客の増加数	13,240	人

#### 観光客1人当たり支出金額の設定値

項目	日帰り客(円/人・回)	宿泊客(円/人・回)
農業 (農産品、畜産品のお土産(加工品を除く))	172	206
水産業 (水産品のお土産(加工品を除く))	110	215
食料品 (飲食料品(加工品)のお土産)	672	1,368
その他の製造業 (雑貨、民芸品等のお土産)	1,105	2,162
運輸・郵便業 (鉄道、バス、タクシー等の交通費)	2,295	8,044
宿泊・飲食サービス業 (宿泊費、飲食費)	1,714	18,925
その他のサービス (温泉、遊園地等の娯楽費)	386	1,214

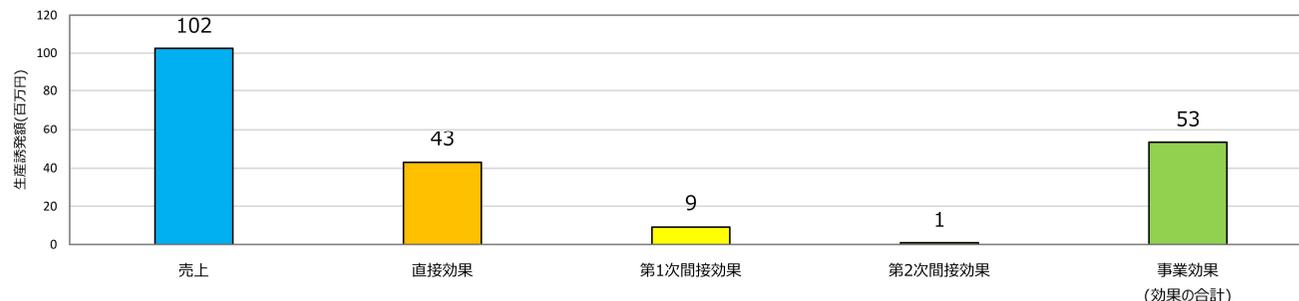
#### 域内調達率<sup>注1</sup>の設定値



注1) 観光客の支出金額のうち、どれだけ地域内で支出しているかを表す割合

### (2) 経済波及効果の算出結果<sup>注2</sup>

観光客が13,240人増加し、地域内での支出が増加することによる経済波及効果は、直接効果が43百万円であり、間接効果を加えた効果の合計は53百万円である。



# 漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化するための制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

## ■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

### 基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

### 活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ  
安定的な事業環境を整備

申請

認定

### 漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

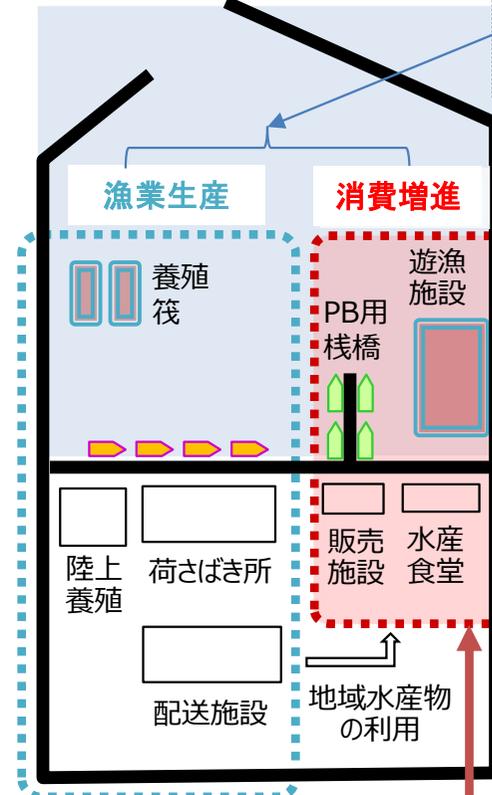
### 【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

## ■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

### 交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供  
その他交流促進に資する事業

### 消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

# 海業振興支援事業

【令和7年度予算概算決定額 275（－）百万円】  
（令和6年度補正予算額 200百万円）

## <対策のポイント>

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**モデル地区における実証**や、**民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステム**などの連携の仕組みや体制づくり、**漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

## <事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

#### ② 海業立ち上げ体制構築事業

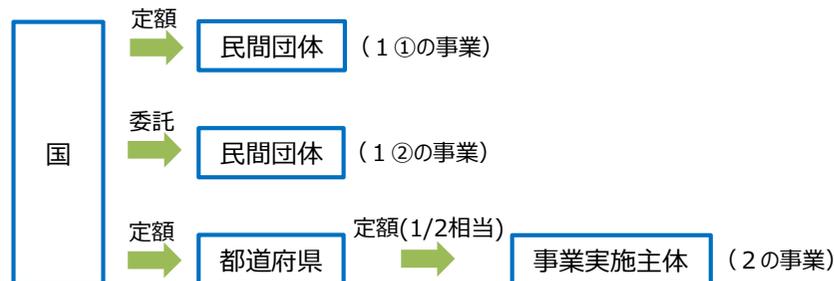
海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、**漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結び付けるためのマッチングシステム**などの仕組みや体制づくり等を実施します。

### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、**漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。



## <事業の流れ>



# 海業支援パッケージ～関係府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策を取りまとめたメニュー集～

(参考資料)

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ (令和7年度版)

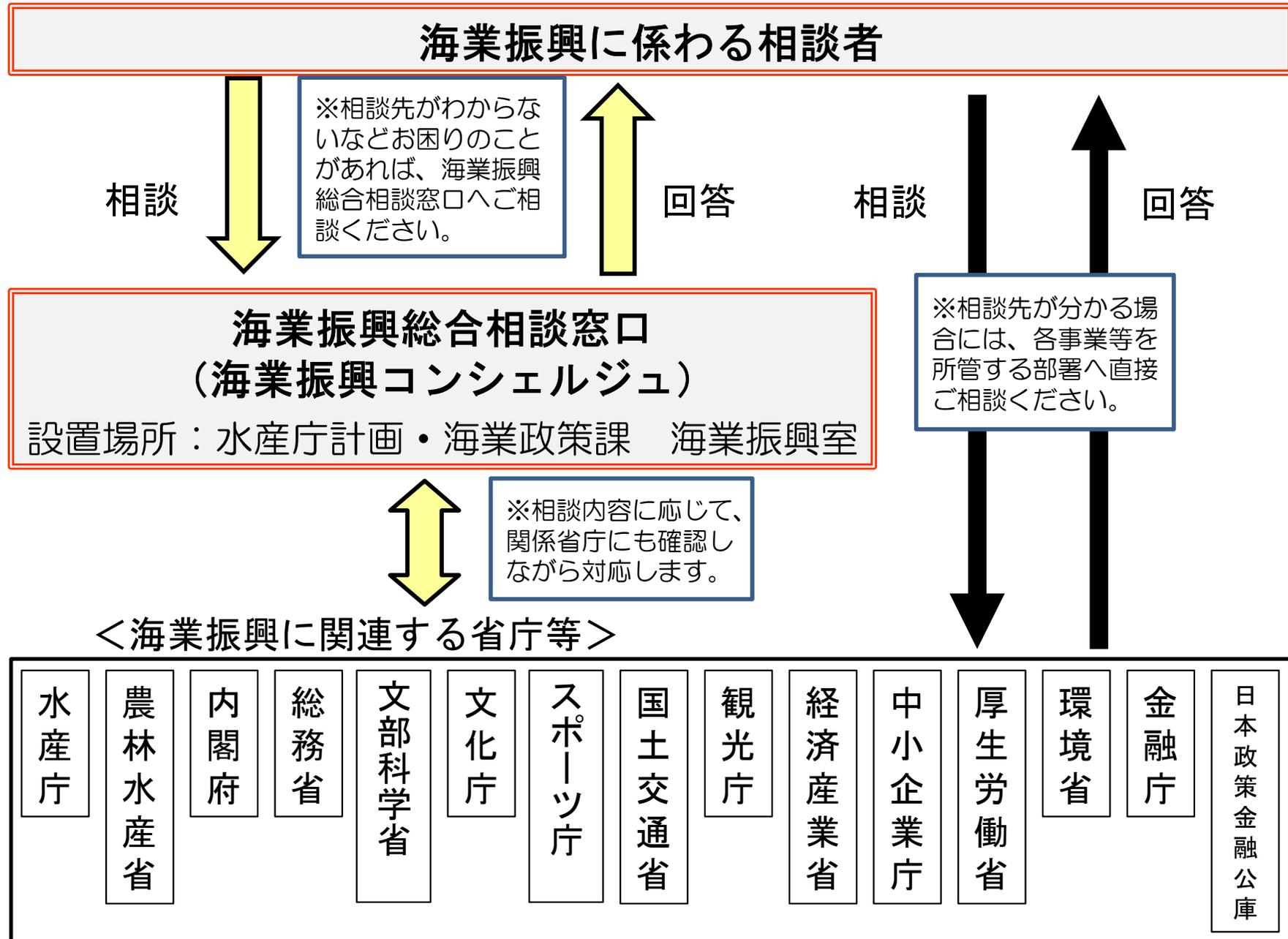
令和7年6月  
水産庁

	担当省庁
<b>&lt;海業に関するご相談&gt;</b>	
海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)	水産庁
<b>&lt;海業の展開に必要な調査&gt;</b>	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	内閣府、文化庁、国土交通省、水産庁
既存施設(用地、水域を含む)を海業のために活用したい	水産庁
<b>&lt;漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等&gt;</b>	
既存漁港施設(用地、水域を含む)を海業のために活用したい	水産庁
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	水産庁
共同利用施設を再編・整理したい	水産庁
<b>&lt;ビジネス導入・創出・継続&gt;</b>	
ビジネスを展開したい	総務省、内閣府、中小企業庁、経済産業省、農村振興局
業務改善をしたい	厚生労働省、内閣府
事業承継をしたい	中小企業庁
地域の魅力を発信したい	内閣府、環境省

<b>&lt;経営改善、人材育成&gt;</b>	
人材を確保したい	総務省、厚生労働省、内閣府、金融庁、国土交通省、水産庁
人材を育成したい	国土交通省、環境省、内閣府
専門家に相談したい	総務省、国土交通省、農村振興局、水産庁
<b>&lt;観光業との連携&gt;</b>	
観光業と連携して交流人口を増やしたい	国土交通省、環境省、内閣府、スポーツ庁、水産庁
<b>&lt;デジタル化&gt;</b>	
デジタルを活用して業務を効率化したい	中小企業庁、水産庁
デジタルを活用してビジネスを展開したい	中小企業庁、水産庁
<b>&lt;金融&gt;</b>	
金融サポートを受けたい	内閣府、中小企業庁、日本政策金融公庫、農村振興局、水産庁
<b>&lt;税制&gt;</b>	
税制の優遇措置を受けたい	中小企業庁
<b>&lt;活動支援&gt;</b>	
釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	内閣府、農村振興局、水産庁
クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	内閣府、国土交通省、環境省
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	内閣府、環境省、農村振興局、水産庁
漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	内閣府、水産庁
渚泊や体験活動等に取り組みたい	総務省、内閣府、文化庁、国土交通省、文部科学省、農村振興局、水産庁
<b>&lt;施設整備&gt;</b>	
漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁村への交通手段を確保したい	内閣府、農村振興局、水産庁
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁港の水域で増養殖環境を整備したい	内閣府、水産庁
漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	内閣府、水産庁
宿泊施設や体験施設を整備したい	内閣府、国土交通省、農村振興局
漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	内閣府、文化庁、農村振興局、水産庁

# 海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。



# 「海業の推進に取り組む地区」について

## 趣旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域のにぎわいや所得・雇用の創出が期待される取組である海業の推進に取り組む地区を募集し、令和6年3月末に「海業の推進に取り組む地区」54地区、令和7年3月に32地区の追加公表を行い、現在、合計86地区が対象。

各地区における海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表し、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区の参考としているところ。

## 事業内容

### 1. 対象者

- ・漁港管理者、地方公共団体、水産業協同組合、民間事業者（任意団体含む）

### 2. 対象となる取組

- ・水産業の健全な発展等に寄与するもの
  - ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
  - ・漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
  - ・地域内での経済波及効果が期待されるもの
  - ・おおむね2年以内に取組を開始するもの
- のいずれも満たすもの

### 3. 支援

- ・海業の事業計画に対し、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等

### 4. 海業推進全国サミット

- ・令和7年2月4日（火）「海業の推進に取り組む地区」を対象とした、「海業推進全国サミット」を開催し、海業の取組や検討作業から浮上した課題、解決に向けての方策検討等のグループワークを行った。

# 海業推進全国協議会

## 趣旨

地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者の皆様を対象に、水産庁から海業に関する政策情報を提供するとともに、優良な取組事例の発表等により海業の取組の普及・横展開を図る。

## 内容

有識者による基調講演、各地の取組状況の紹介、参加者の意見交換

## 開催状況

第1回 令和5年12月13日（水）

第2回 令和7年 2月 3日（月）

いずれも農林水産省本省7階講堂（公開）

## 対象者

地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等

（R5実績：会場参加118名、オンライン聴講439名）

（R6実績：会場参加121名、オンライン聴講444名）

# 海業を広く知っていただくために

水産庁では、漁業者をはじめとする漁村地域の関係者の皆様への海業に対する意識醸成や、国民や消費者の皆様への海業に対する理解の促進を目的として、下記コンテンツを作成。

## 海業マンガ(水産庁HPでご覧いただけます)

【第一話 [海業ってなんですか](#)】

【第二話 [人生と魚のさばき方](#)】

【第三話 [海のおいしさ](#)】



日本語版



ENGLISH



## 漁港マスコットキャラクター

海業親善大使をはじめ3体のマスコットキャラクターが、海業を推進し漁港の魅力を伝えていきます！



## 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への出展

RELAY THE FOOD ~未来につなぐ食と風土~

農林水産省・国税庁・文化庁「食と暮らしの未来ウィーク」 2025.6.8(日)~15(日)



海業ブースの状況



海業マンガ作者の葉野宗介先生によるサイン会開催



海中の様子を見ることができる箱メガネの展示